

 内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- [illegible]

避難を円滑に行うための対応策

- PAZ及びUPZ内の住民の車両による避難を円滑に行うため、ヘリからの映像伝送により道路渋滞を把握し、関係府県・関係市町及び府県警察による避難車両の誘導や、主要交差点等における交通整理・規制、「道路情報板」等を活用した広報等の交通対策を行う。

大飯地域における交通対策

1. 道路渋滞把握対策

ヘリテレ伝送システムを活用し、道路渋滞の把握を実施

2. 交通誘導対策

主要交差点等における府県・市町職員や府県警察職員等の交通整理により、円滑な避難誘導を実施。

3. 交通広報対策

- ・道路管理者が管理する「道路情報板」及び府県警察が管理する「交通情報板」を活用した広報
- ・日本道路交通情報センター（JARTIC）が行うラジオ放送、交通情報提供システム（AMIS）を利用したカーナビへの情報提供による広報
- ・県配備の「避難誘導・交通規制用LED表示装置」による広報等

4. 交通規制対策

- ・混雑発生交差点における信号機操作、混雑エリアでの交通整理・誘導・規制等による円滑な交通流の確保。
- ・信号機の滅灯等動作不能の事態が発生した場合は、自家発電機等による応急復旧、警察官等による現場交通規制により対応。
- ・一元的な交通規制が必要になった場合は、オフサイトセンターにおいて、国、自治体、実動組織等の関係者による協議の場を設け、道路管理者等からの道路等の被災状況等の情報も踏まえつつ、対処。

5. その他の避難の円滑化対策

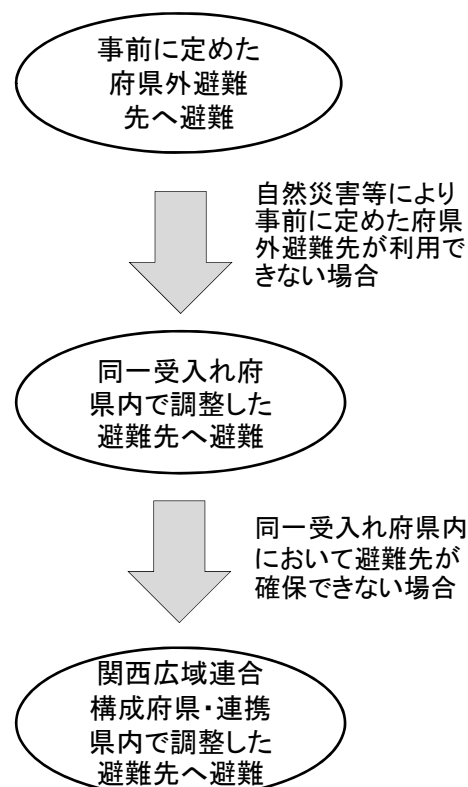
- ・避難経路上の改善を行う等の原子力災害時避難円滑化モデル実証事業の成果を活用し、原子力災害時における住民等の避難をより円滑に実施。



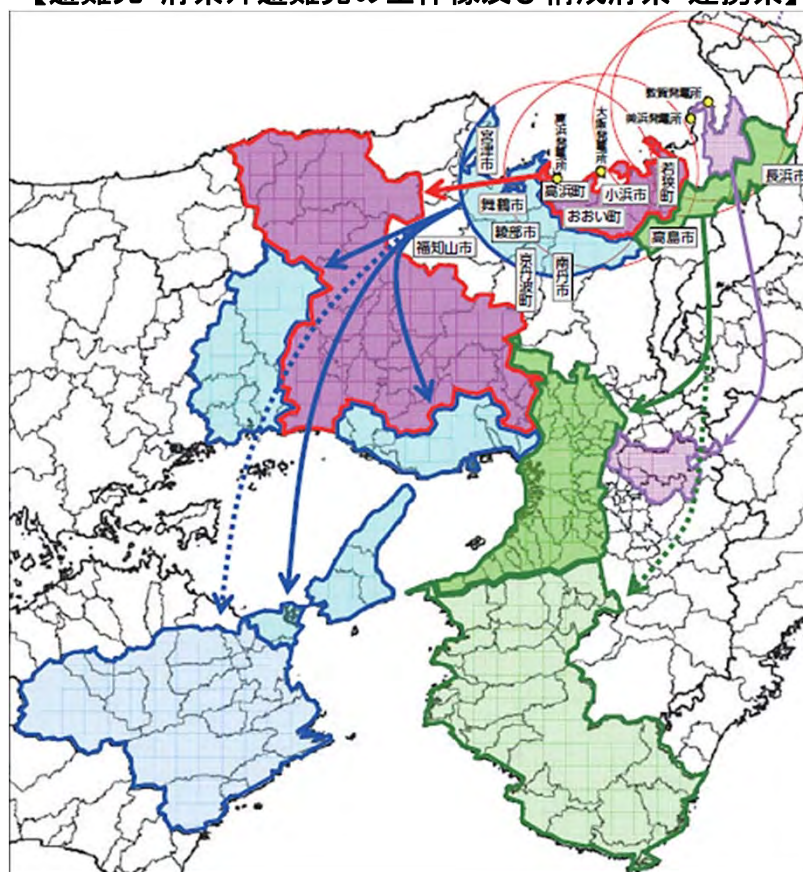
自然災害等により避難先が被災した場合の避難先の多重確保

- 自然災害等により、避難先施設が利用できなくなった場合に備え、福井県、京都府及び滋賀県では府県内に加え、府県外においても避難先をあらかじめ確保済み。
- さらに、府県外避難先が、被災等のやむを得ない事情により、事前に定めた人数の受入れができない場合には、同一受入れ府県内において、必要な受入れの割当てを見直し、避難先の確保を行う。
- また、避難先府県において、受入れの一部又は全部ができない場合には、関西広域連合に対し、その受入れができない部分についての受入れの調整を要請する。
- 関西広域連合は、受入れの要請を受けた場合には、構成府県・連携県に受入可能人数・施設等を照会し、避難元府県その他の構成府県・連携県と調整の上、避難先の確保を行う。

【府県外避難先の多重確保】



【避難元・府県外避難先の全体像及び構成府県・連携県】



関西広域連合の構成府県・連携県

構成府県	連携県
滋賀県※ 京都府※ 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県	福井県※ 三重県 鳥取県

※滋賀県、京都府、福井県は他府県の避難先としては想定しない

-
- <凡例>**
- :放射線防護施設(収容可能者数)
 - :放射線防護施設以外の屋内退避施設(収容可能者数)
 - H :ヘリポート適地等
 - :漁港
- 大島半島**
- 大島小学校
放射線防護施設
(収容可能者数:75人)
屋内退避施設
(収容可能者数:900人)
 - はまかぜ交流センター
放射線防護施設
(収容可能者数:155人)
屋内退避施設
(収容可能者数:907人)
 - 大島漁港(宮留)
 - 大島漁港(畑村)
 - 大島漁港(日角浜)
 - 大島漁港(南浦)
 - 大島漁港(はまかぜ交流センター西側)
 - おい町多目的グラウンド
(大型ヘリ離着陸可能)
- 内外海半島**
- 船舶による避難
 - ヘリによる避難
 - 和歌山県等
 - 小浜市
 - 堅海児童センター
屋内退避施設
(収容可能者数:104人)
 - 福井県立大学海洋生物資源臨海研究センター
屋内退避施設
(収容可能者数:70人)
 - 福井県栽培漁業センター
放射線防護施設
(収容可能者数:100人)
 - 小浜漁港(弘谷)
 - 小浜港
 - 東小浜駅
 - 若狭ヘリポート
(大型ヘリ離着陸可能)
- Copyright © 2017 ZENRIN Co., Ltd.

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要な支援を実施。実動組織への要請後、発電所や気象の状況等を踏まえ、必要に応じ警戒事態の段階においても、原子力施設近傍のヘリポート適地等へのヘリコプターの推進を調整するなど柔軟に対応。

6. UPZ内における対応

＜対応のポイント＞

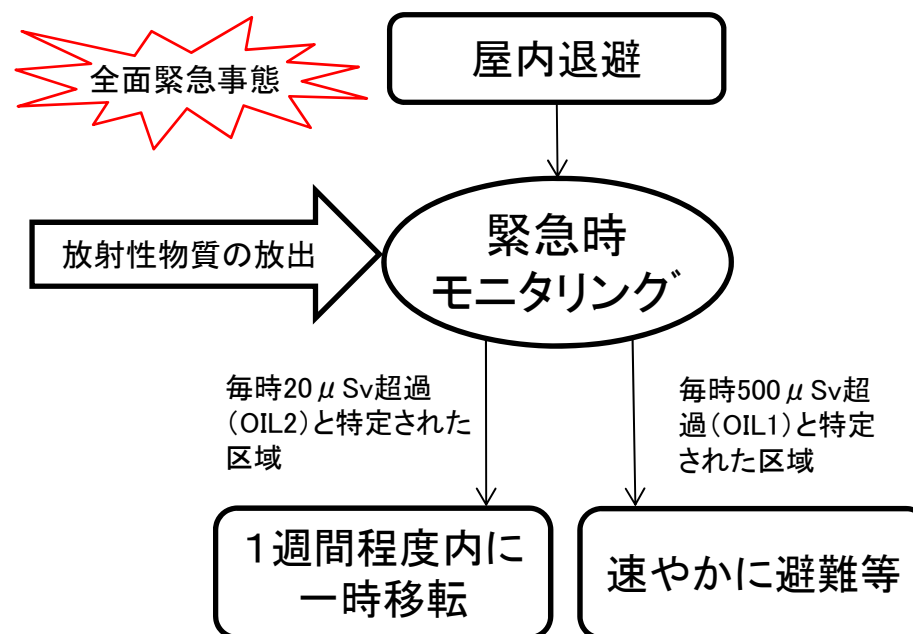
1. 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、住民（避難行動要支援者を含む。）は屋内退避を開始する**ため、これを円滑に実施できる体制が必要。**
2. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準（OIL）に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定し、当該区域の住民が一時移転等を行うこととなるため、一時移転等できる体制を整備。**一時移転等の対象区域以外は、原子力災害対策本部の指示があるまで屋内退避を継続。**

UPZ内における防護措置の考え方

- 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、UPZ内住民は屋内退避を開始する。
- 万が一放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、原子力災害対策指針で定める基準（OIL）に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定する。毎時 $500\mu\text{Sv}$ 超過の区域を数時間内を目途に特定し、当該特定された地域の住民は、速やかに避難等（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）を行う（OIL1）。また、毎時 $20\mu\text{Sv}$ 超過した時から概ね1日が経過した時の空間放射線量率が毎時 $20\mu\text{Sv}$ 超過している区域を特定し、当該特定された地域の住民は、1週間程度内に一時移転を行う（OIL2）。
- これらの防護措置（一時移転等※1）を的確に実施できる体制を整備する。



UPZ内の防護措置の基本的な流れ



※1 一時移転等に伴い屋外に出る際には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようにマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。